

公益財団法人岩手県文化振興事業団第14回理事会議事録

- 1 開催日時 平成25年7月19日(金) 午後1時30分～
- 2 開催場所 岩手県立博物館 会議室
- 3 出席者 理事総数 9名
出席理事 9名
理事長 池田 克典 理事 柴田 和子
理事 齋藤 哲子 理事 熊谷 常正
理事 原田 光 理事 中山 敏
理事 齋藤 信之 理事 菊池 和憲
理事 渡邊 和男
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 梅木 敬時 監事 久保隆男

- 4 議長 理事長 池田 克典

- 5 決議事項

議案第1号 文化振興基金資産の処分（一部取り崩し）について

- 6 議事の経過の要領及びその結果

定刻理事長が議長席に着き開会を宣し、本理事会は定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、次の議案の審議に入った。

議案第1号 文化振興基金資産の処分（一部取り崩し）について

議長は議案第1号を上程し、総務部参事より別紙議案書及び別紙資料に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、下記の質疑等を経て、全員異議なくこれを承認した。

【理事】

参考として載せている公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金資産設置要領第7条の冒頭に、「基金資産は、処分し又は担保に供することはできない。」とあるが、「処分し」という文章の表現について説明していただきたい。「し」は、必要ないのではないか。

【（業務執行）理事】

「処分し」の「し」をとると、処分に供するとなり、意味が合わなくなることから、このままの表現とさせていただきたい。

【理事】

別紙資料の※4「必要に応じて追加取り崩しの補正をおこなうこととする。」とあるが、平成25年度第2回助成事業は、今回取り崩しを含めた基金資産の枠内で採択をするのか、それとも、申請された事業により再度補正をするのか、どのように考えられているのか教えていただきたい。

【（業務執行）理事】

必要に応じた取り崩しの可能性はあるものの、平成25年度（案）の期末残高（※4）には、運用益を算入しておらず、これらの合計金額を踏まえると、基本的には、今回の取り崩しで対応していければと考えている。

【理事】

同年度内での2回の取り崩しは、できれば避けた方がよいのではないか。
復興支援事業は今年度までとなっているようだが、来年度以降どのようにされるか教えていただきたい。

【総務部参事】

基金事業の新規特別枠についても、平成25年度までとなっているので、これら含め、県と協議しながら今後の方針について検討していきたい。

【理事】

復興が進んでくる中、被災した芸能団体の本格的活動も始まり、新たな要請が出てくることが考えられる。その際は、一般の助成枠でも対応できるのか。

【（業務執行）理事】

復興支援事業の備品整備事業については、経年でみると減少傾向にはある。但し、先が見通せない部分でもあり、まだニーズがあるとも考えられる。また、公演等被災事業については、他団体が実施している類似した支援事業もある。こうした状況を踏まえながら、現在はまだ復興の途上でもあるので、今後の事業のあり方について、ニーズの状況等を勘案しながら、年内ぐらいを目途に検討を行いたいと考えている。

7 報 告

業務執行状況の報告について

業務執行状況について、別紙資料に基づき、理事長並びに業務執行理事3名より報告があり、全員意見なくこれを了承した。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後2時50分閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

平成25年7月25日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

議 長 印

監 事 印

監 事 印